

優先株式の発行概要（トランシェ 転換型優先株式）

- | | |
|---------------------|---|
| 1 . 優先株式の種類 | 株式会社第一勧業銀行第二回第二種優先株式（以下「第二回優先株式」という。） |
| 2 . 発行株式数 | 無額面優先株式 100,000,000 株 |
| 3 . 発行価額 | 1 株につき 2,000 円 |
| 4 . 発行価額中資本に組み入れない額 | 1 株につき 1,000 円 |
| 5 . 発行方法 | 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。 |
| 6 . 払込期日 | 平成 11 年 3 月 30 日 |
| 7 . 配当起算日 | 平成 11 年 3 月 31 日 |
| 8 . 優先株主配当金 | 1 株につき 8 円 20 銭 |
| 9 . 優先中間配当金 | 1 株につき 4 円 10 銭 |
| 10 . 残余財産の分配 | 当行の残余財産を分配するときは、第二回優先株主に対し、普通株主に先立ち、1 株につき 2,000 円を支払う。第二回優先株主に対しては、上記 2,000 円のほか、残余財産を分配しない。 |
| 11 . 消却 | 当行は、いつでも第二回優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。 |
| 12 . 議決権 | 第二回優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。 |
| 13 . 新株引受権等 | 当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第二回優先株式について株式の併合または分割は行わない。当行は、当該優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。 |
| 14 . 普通株式への転換 | |
| (1) 転換を請求し得べき期間 | 平成 16 年 8 月 1 日から平成 18 年 7 月 31 日まで
ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 |
| (2) 転換条件 | |
| イ . 当初転換比率 | 当初転換比率は、下記算式により計算される。当初転換比率は、小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。 |

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成16年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637円60銭（平成11年2月中の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた値。ただし、計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入した。）のいずれか高い値とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記八.に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は八.に準じて調整される。

ロ. 転換比率の修正

転換比率は、平成17年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637円60銭（平成11年2月中の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた値。ただし、計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入した。）のいずれか高い値とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記八.に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は八.に準じて調整される。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

ハ. 転換比率の調整

- a. 第二回優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、前記イ.およびロ.の転換比率は、下記算式（以下「転換比率調整式」という。）により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

調整後転換比率

$$= \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換比率は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、または株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とするときは、調整後転換比率は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後転換比率は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、その証券の発行時に普通株式への転換価額または新株引受権の行使価額が確定されておらず、後日の一定日の時価（後記c.によって計算される。）を基準として確定されるべきものとして発行される場合には、当該一定日を当該証券の発行日とみなして前文の規定を適用する。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- b. 上記 a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換比率の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する比率に変更される。
- c. 転換比率調整式で使用する時価は、調整後転換比率を適用する日（ただし、前記 a. 号ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に当該転換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換比率は、前記 a. に準じて調整される。
- d. 転換比率調整式で使用する調整前転換比率は、調整後転換比率を適用する前日において有効な転換比率とする。
- e. 転換比率調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。

株式の分割を行う場合には、商法第 220 条にて準用する商法第 215 条第 1 項に規定された一定の期間満了の日

その他の場合には、調整後転換比率を適用する日の 1 か月前の日

二. 転換により発行すべき普通株式数

第二回優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数

= 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

発行すべき株式数の算出にあたって 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ホ. 転換により発行する株式の内容

当行額面普通株式（現在 1 株の額面金額 50 円）

15. 普通株式への一斉転換条項

平成 18 年 7 月 31 日までに転換請求のなかった第二回優先株式は、平成 18 年 8 月 1 日をもって、第二回優先株式 1 株の払込金相当額を、平成 18 年 8 月 1 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、この普通株式の数は、

優先株式1株につき、3.137株(第二回優先株式1株の払込金相当額を、平成11年2月中の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた値で除して得られる数。ただし、上限株数の計算は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入した。)を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の上限株数に、普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を、当該併合または分割後の上限株数とする。上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

16. 転換後第一回目の
 配当
- 第二回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の株主配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。
17. 上記各条項については、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく承認等、ならびに各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以上

優先株式の発行概要（トランシェ 転換型優先株式）

- | | |
|---------------------|---|
| 1 . 優先株式の種類 | 株式会社第一勧業銀行第三回第二種優先株式（以下「第三回優先株式」という。） |
| 2 . 発行株式数 | 無額面優先株式 100,000,000 株 |
| 3 . 発行価額 | 1 株につき 2,000 円 |
| 4 . 発行価額中資本に組み入れない額 | 1 株につき 1,000 円 |
| 5 . 発行方法 | 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。 |
| 6 . 払込期日 | 平成 11 年 3 月 30 日 |
| 7 . 配当起算日 | 平成 11 年 3 月 31 日 |
| 8 . 優先株主配当金 | 1 株につき 14 円 |
| 9 . 優先中間配当金 | 1 株につき 7 円 |
| 10 . 残余財産の分配 | 当行の残余財産を分配するときは、第三回優先株主に対し、普通株主に先立ち、1 株につき 2,000 円を支払う。第三回優先株主に対しては、上記 2,000 円のほか、残余財産を分配しない。 |
| 11 . 消却 | 当行は、いつでも第三回優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。 |
| 12 . 議決権 | 第三回優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。 |
| 13 . 新株引受権等 | 当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第三回優先株式について株式の併合または分割は行わない。当行は、当該優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。 |
| 14 . 普通株式への転換 | |
| (1) 転換を請求し得べき期間 | 平成 17 年 8 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで
ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 |
| (2) 転換条件 | |
| イ . 当初転換比率 | 当初転換比率は、下記算式により計算される。当初転換比率は、小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。 |

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637円60銭（平成11年2月中の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた値。ただし、計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入した。）のいずれか高い値とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記八.に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は八.に準じて調整される。

ロ. 転換比率の修正

転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637円60銭（平成11年2月中の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた値。ただし、計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入した。）のいずれか高い値とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記八.に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は八.に準じて調整される。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

ハ. 転換比率の調整

- a. 第三回優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、前記イ.およびロ.の転換比率は、下記算式（以下「転換比率調整式」という。）により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

調整後転換比率

$$= \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換比率は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、または株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とするときは、調整後転換比率は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後転換比率は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、その証券の発行時に普通株式への転換価額または新株引受権の行使価額が確定されておらず、後日の一定日の時価（後記c.によって計算される。）を基準として確定されるべきものとして発行される場合には、当該一定日を当該証券の発行日とみなして前文の規定を適用する。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- b. 上記 a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換比率の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する比率に変更される。
- c. 転換比率調整式で使用する時価は、調整後転換比率を適用する日（ただし、前記 a. 号ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に当該転換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換比率は、前記 a. に準じて調整される。
- d. 転換比率調整式で使用する調整前転換比率は、調整後転換比率を適用する前日において有効な転換比率とする。
- e. 転換比率調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。

株式の分割を行う場合には、商法第 220 条にて準用する商法第 215 条第 1 項に規定された一定の期間満了の日

その他の場合には、調整後転換比率を適用する日の 1 か月前の日

二. 転換により発行すべき普通株式数

第三回優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数

$$= \text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{転換比率}$$

発行すべき株式数の算出にあたって 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ホ. 転換により発行する株式の内容

当行額面普通株式（現在 1 株の額面金額 50 円）

15. 普通株式への一斉転換条項

平成 20 年 7 月 31 日までに転換請求のなかった第三回優先株式は、平成 20 年 8 月 1 日をもって、第三回優先株式 1 株の払込金相当額を、平成 20 年 8 月 1 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、この普通株式の数は、

優先株式1株につき、3.137株(第三回優先株式1株の払込金相当額を、平成11年2月中の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた値で除して得られる数。ただし、上限株数の計算は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入した。)を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の上限株数に、普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を、当該併合または分割後の上限株数とする。上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

16. 転換後第一回目の
配当
- 第三回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の株主配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。
17. 上記各条項については、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく承認等、ならびに各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以上

優先株式の発行概要（トランシェ 社債型優先株式）

- | | |
|---------------------|--|
| 1 . 優先株式の種類 | 株式会社第一勧業銀行第四回第四種優先株式（以下「第四回優先株式」という。） |
| 2 . 発行株式数 | 無額面優先株式 150,000,000 株 |
| 3 . 発行価額 | 1 株につき 2,000 円 |
| 4 . 発行価額中資本に組み入れない額 | 1 株につき 1,000 円 |
| 5 . 発行方法 | 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。 |
| 6 . 払込期日 | 平成 11 年 3 月 3 0 日 |
| 7 . 配当起算日 | 平成 11 年 3 月 3 1 日 |
| 8 . 優先株主配当金 | 1 株につき 4 7 円 6 0 銭 |
| 9 . 優先中間配当金 | 1 株につき 2 3 円 8 0 銭 |
| 1 0 . 残余財産の分配 | 当行の残余財産を分配するときは、第四回優先株主に対し、普通株主に先立ち、1 株につき 2,000 円を支払う。第四回優先株主に対しては、上記 2,000 円のほか、残余財産を分配しない。 |
| 1 1 . 任意消却 | 当行は、いつでも第四回優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。 |
| 1 2 . 強制償還 | 当行は、平成 1 6 年 8 月 1 日以降いつでも、第四回優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法による。償還価額は 1 株につき、2,000 円に第四回優先株主配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 |
| 1 3 . 議決権 | 第四回優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。 |
| 1 4 . 新株引受権等 | 当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第四回優先株式について株式の併合または分割は行わない。当行は、第四回優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。 |
| 1 5 . 上記各条項については、 | 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく承認等、ならびに各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。 |

以上

劣後特約付金銭消費貸借による借入れの概要（トランシェ）

1. 借入金額 1,000 億円

2. 契約締結日 平成 11 年 3 月 30 日

3. 利息
 当初 5 年： 6 か月円 Libor + 0.75 %
 6 年以降： 6 か月円 Libor + 1.25 %

4. 元金の弁済期限 平成 21 年 3 月 31 日（10 年）

5. 任意弁済 平成 16 年 3 月 31 日以降の各利払日に全額もしくは一部を任意に期限前弁済することができる。

6. 利息支払の方法 利息は、借入日から各利払日の前日もしくは元本が弁済された日の前日までこれをつける。平成 11 年 9 月 30 日を第 1 回の利払日とし、以後毎年 3 月末日および 9 月末日の 2 回に、1 年を 360 日として日割計算のうえ、これを後払いする。円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

7. 劣後特約 当行に対し破産宣告または会社更生手続き開始の決定（外国法に基づく同様の手続きが外国で行われる場合も含む）がなされた場合、元利金支払いの請求権の効力は、当該手続きにおいて優先する債権すべてが全額の弁済を受けたことを停止条件とする。

以上

劣後特約付金銭消費貸借による借入れの概要（トランシェ）

1. 借入金額 1,000 億円

2. 契約締結日 平成 11 年 3 月 30 日

3. 利息
 当初 6 年： 6 か月円 Libor + 0.75 %
 7 年以降： 6 か月円 Libor + 1.25 %

4. 元金の弁済期限 平成 22 年 3 月 31 日（11 年）

5. 任意弁済 平成 17 年 3 月 31 日以降の各利払日に全額もしくは一部を任意に期限前弁済することができる。

6. 利息支払の方法 利息は、借入日から各利払日の前日もしくは元本が弁済された日の前日までこれをつける。平成 11 年 9 月 30 日を第 1 回の利払日とし、以後毎年 3 月末日および 9 月末日の 2 回に、1 年を 360 日として日割計算のうえ、これを後払いする。円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

7. 劣後特約 当行に対し破産宣告または会社更生手続き開始の決定（外国法に基づく同様の手続きが外国で行われる場合も含む）がなされた場合、元金支払いの請求権の効力は、当該手続きにおいて優先する債権すべてが全額の弁済を受けたことを停止条件とする。

以上